村議ひぐちの

2005年2月17日 第21号 発行責任者・ひぐち重喜

〒401-0502 山中湖村平野1698 TEL&FAX 0555-65-7023

ホームページhttp://kawaraban.typepad.jp/

全員の 更に権 地利用 あれ 地区入会民 土地は平野 ると、東 が絶対条 の入会地です。 や書物に な 古老の 入会地で の に、 利 0) 意 者 変 電 ょ 話

たが、議長の天野千代治氏(新村 施設を建設するという計画でし 体育館や野球場などのスポーツ に出席しました。 て」との議題で行われた平野区臨時総会 平成11.10.11に「東電土地使用につい 当時は村に買い上げてもらい 樋訴口訟 のきっ の 近圧力 かけと

監査請求をしました。

を得ず行政訴訟に踏み切りました。

しかし、監査員は請求を棄却し、やむ

のに公金を支出することになると住民

木公共事業は権利侵害となり、違法なも 対意見を封殺して多額な税金を使う土

「注釈民法」によれば「入会権」とは、「村落共同体がその土地(入会地)に対して 総有的に支配する慣習上の物権である。(法学博士:川島武宣)と定義されています。

次村長の主導で進めた事業の して、区長(長田清猛氏)と高村朝

端でした。

【入会権(いりあいけん)】ってどういう権利?

会で放棄された」(朝日新聞)と で決定した」「耕作権は平野区総

権利の内容と特徴

今回認定された東電土地に当てはめると

がありながら、樋口に退場しろ

長の義父)は、賛成、反対の激論

などと強引な議事運営で混乱の

まま閉会しました。

これが後日、「平野区民の総意

入会地を管理し使用する権利である (使用目的に制限はない)

土地所有者の利用さえ 排除することができる権利である

憲法29条で保証された私有財産権 ある(誰も侵すことができない)

土地所有者が何人変わっても なんら影響されない権利である

使用目的の変更や権利の処分には 権利者全員の同意が必要である

平野入会民は、東電土地(入会地)を 管理し使用収益する権利が今もある

平野入会民の同意なく

山中湖村(土地所有者)は、平野入会民全員の 同意がなければ自ら利用できない

事業を進めることは、財産侵害に当たる 入会権は、江戸時代からのもので、土地所有者が

この権利は、平野入会民全員が--致して

変わっても(東電→山中湖村)影響されない 権利放棄の手続きをしない限り存続する

実態についても事実と異なる陳述をし ています。 しているだけ」などと述べ、さらに利用 して、村の事業計画の遂行を徒らに妨害 は全く存在しません。(中略)裁判を利用 地には、主張するような入会権なるもの

肥に使ったと、自分達の苦労の実体験を 朝早くから草を刈って馬の餌や畑の緑 土地は春に一番早く青草が生える場所 ご婦人方は、東電買収時の約束や、東電 具体的に証言しました。 で、平野地区の家では、馬をつないだり、 ところが、7歳代から9歳代の多数の

中湖村史(第3巻)」の64頁と63頁に明記 そのことは、山中湖村が発行した「山

樋口は、 住民の権利と法的問題を正しているのです 交流プラザに反対・賛成以前の

損害賠償を請求せよ」との請求は棄却しましたが、最も争点であった、

東京高等裁判所は、さる1月3日の判決で「山中湖村は、前村長に対し

■東京高裁・交流プラザ建設用地の約

7割に

=

(会権」を認定

くされており、場所も「向

切詰の河原(現在東京

村が交流プラザ建設着工の前提にした「東電土地に入会権は元々ない」

|東電に売買した時に消滅した」という村の主張や甲府地裁の判断を

がアンタに入会権を守ってくれといっ 議会や区会で大騒ぎをしました。 た?言ってみろ!」と、天野凱弘議員が 長田孝司区長も「有史以来、入会慣行 その後、「裁判を取り下げる」とか「誰

言を新聞に折込み、果ては「樋口家を平 も入会権の主張も為されたことがない 化をしたのが実情です。 な平野住民や村民を扇動して自己正当 野区民から除名」して圧力をかけ、善良 ことは明々白々」との、明らかな虚偽文

を表します。

偽りであり、工事着工は強引で違法であることが明らかとなりました。

村を混乱させている」「何でも反対するヨソ者」という宣伝が

この判決により、樋口の言動が「在りもしない入会権を振りかざし

存在することを認定しました。

くつがえし、建設用地の約7割に平野地区入会民の「入会権」が

果すべきです。 での言動に対する村民への釈明責任を 村朝次前村長や天野凱弘氏たちは、今ま 裁判所で入会権が認定された以上、高

動かぬ証拠資料

提出しました。 電土地は入会地ではない」旨を裁判所に 野入会組合長である天野千代治氏が「東 料や証言(陳述書)を提出しています。 今回の裁判では、樋口は膨大な証拠資 方、山中湖村側では、裁判の中で、平

さらに「今回東京電力から購入した十 との趣旨の警告書を送付しました。 行すれば、新村長の責任が発生しますよ」 排除を求めている裁判の結論が出るま で、事業を中断するよう勧告。なおも続

しています(山梨日日新聞 17・2・5)。 工事は粛々と進める」とのコメントを出 との判断は遺憾であり、納得できない。 それに対し新村長は、「入会権がある

いの集客が見込まれるというのでし

最後に

所にうかがい知ることができました。 朴な村落共同体の相互扶助の美風が、随 今その土地に、入会権を侵害した巨 重ねています。そして、貧しくても素 を守るために筆舌に尽くせない苦労 調査資料を読むと、先人たちは、入会 天

根本から変わったのですから、今からで

高裁の判決により、事業の前提条件が

も決して遅くありません。

目を覚まして、村民一

同

真面

目に

在していません。

申請図面には、そのような施設は一切存 だといっていますが、関係方面への許可

それに、サッカー場だテニスの大会場

を 権

工事は進めるとい納得できないが 村の態度 ?!

読し、法律の専門家の 高裁の判決文を精

民が、

当時

致した見解)

えたっています。

平野部落の活性化、

な

鉄骨の建物が

び

判の当事者と同時に 方々の意見を交え、裁

政に多大な損失が懸念される。 請求や工事請負人との関係などで村財 認定された以上、工事続行は入会民の私 議員の立場もありますので、 有財産を侵害する違法行為であり、賠償 ステージの位置も含まれる) に入会権が 「工事中の交流プラザ用地の7割(野外 即刻工事を停止し、別に入会民が妨害

悩んでいると聞きます。 も 町 剤だと言います。果た して本当でしょうか? 深刻な赤字経営に 'の「ステラシアター」 ール」も富士河口湖 中湖村活性の起爆 都留市の「うぐいす

地である当地の野外 劇場と野天の観客席に、 年を通してどのくら もかかわらず、寒冷

お気軽に ご参加 ください

村議ひぐちの議員活動 定例報告会

なる ?交流フ

●2月20日(日)夜7:00から

●山中公民館(山中郵便局の奥

山中湖村が買っ います。

の糧として過去70年以上も経営している養魚場を、その用地を たから直ちに明けわたせという裁判を起こしました。 村はとりたてての利用予定もなく、近隣の他の土地は駐車場に使わせて そこで、一家の生活権を脅かされた権利者は、対抗処置として反 害排除(権利保全)です。この裁判は、当時の村長に反抗し 訴にでたのが妨 とも思える信じがたい行為です。 たことへの見せしめ

但し、自ら『入会権がない』と言明した、天野千代治氏や天野凱弘氏および

の区の役員達は「自ら権利を放棄した」ことになります。(法律家の

入会権利者による東電土地への妨害排除請求が高等裁判所で争わ

います。経緯は、最初に山中湖村がその権利者に対し、一家7人が唯

「お前は俺に従え!」「俺は裁判の認定に従わない!」などということが、

お知らせ限られた紙面のため、ホームページを用意しました。今回の東京高裁判決 全文や入会地図面、提出書類など今号に述べている記事の資料を掲載しました。 かわら版バックナンバーもご覧いただけ**まれ**p://kawaraban.typepad.jp/

判決文にはそのまま ことができました。 今後永遠に保全する となく、そのお陰で、 全く圧力に動じるこ 証拠採用されています。 証言を裏付けています。 る辺り)」と具体的に 会民の一等地の権利が、 電力用地となって 度は失った平野入 証言者のご婦人達は、 改めて、感謝と敬意

今後はど うなる? 高等裁判所が入会権を認めたことは、現在および将来に亘って平野入会 あの土地を管理・使用(使用収益)する権利が法定されたものです。 まず入会権利者に今後の決定権が、ゆだねられる形になります